



「バターづくりって楽しいね！」 ～しべつ牛乳で手づくりバター体験～

ゴクゴク！しべつ牛乳フェスティバル（標津町牛乳・乳製品消費拡大協議会主催）が3月9日、町生涯学習センター「あすばる」で開かれました。町内外から標津の牛乳・乳製品などを求め多くの方々が来場。地元の牛乳を使ったチーズやバターづくり、牛肉・乳製品を使った料理の販売、モデルカウによる搾乳体験も行われました。（関連記事21ページ）

表紙は、バターづくり体験のひとつコマ。子どもたちは、ペットボトルに入っている生クリームと食塩を5分ほど振り続け、出来上がったバターを試食して、その美味しさに驚いていました。

政執行方針

政策パッケージ」の推進～

で、金澤町長が平成26年度のまちづくりの基本と

わたりご紹介します。



町政執行方針を述べる金澤町長

一. はじめに

平成26年標津町議会第1回定例会が開催されるにあたり、平成26年度の町政に臨む基本的な考え方と重点的に取り組む施策を申し上げ、町民の皆さん並びに町議会議員の皆さんにご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町が開かれてから、140有余年のたくましい歴史を有する本町は、幾多の先

人、先達の尊い取り組みの所業により、着実に発展の歩みを続けてきました。

さらなる町の振興を思い描いて、多くの町民の皆さんの参画によって「ふるさと新生プラン・ステップⅡ（平成23～27年…5年間）」が策定され、今、町民一つになつて確かな取り組みが進められております。

こうした皆さんの思いの一方、全国の多くの自治体が直面している「少子高齢

化社会」に突入し、その影響によつて学校の統廃合を余儀なくされ、地元購買力の多くが他町に流出し、郡部にあつては集落機能の維持すら難しくなつてきているのであります。人口は、その町の力の基本であり、「人口維持対策は、国家百年の計」ともいわれております。「人口減少と若者の流出」という現実に直面し、自治体としてこの事態をあるがままに受け入れるのではなく、今改めて「町民の本当の豊かさや幸福とは何か」が問われ、そこに立ちほだかる人口対策について、即効薬的な処方箋はありませんが、「取り返しのつかない対応の遅れ」にならないよう、真剣な取り組みが求められていると考えております。

「輝く町は、衰退しない」といわれます。町の輝きは、町民の輝きでもあります。「海・山・川・大平原」は、かけがえのない財産です。

平成26年度 町

～「人口減少時代に挑戦する」

3月10日、第1回標津町議会定例会が開かれ、この中なる「町政執行方針」を述べました。

町政に臨む基本姿勢と予算編成などの内容を、8ページ

基幹産業を守り、関連産業に厚みを加え、あらゆる資源を見直し、有効活用を深める。そこには、資源を活かす「人財育成」も大事な視点です。

いっそう「地域を磨く」ことによって、必ず開かれる未来があると信じております。5千5百町民一丸となって、オンリーワンのまちづくりに挑んでまいります。

一、基本的な考え方

申し上げましたように、人口減少は、全国の多くの自治体が直面している大きな課題であり、本来であれば国が主導してこの課題に取り組んでいくべきものであります。

しかし、昨年3月に厚生労働省の付属機関（国立社会保障・人口問題研究所）が公表した2040年までの人口推計は、国の政策を待つてはいられない危機的

状況にあることを示していると受け止め、本町自らが一歩先へ進んだ政策を速やかに投入しなければならぬと判断したことから、昨年末に「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」という。）として20の事業をまとめ、一部の事業は本年1月から開始させていただき

ました。

新年度は、この「政策パッケージ」の本格実施元年として、ふるさと標津町の未来を見据えた政策を、

気概を持って着実に進めてまいります。また、これまで取り組んできた基幹産業の振興をはじめとする重要な政策は、時機を失することなく、引き続き推進してまいります。

二、新年度予算案の概要

平成26年度当初予算につきましては、「政策パッケージ」に掲げました「子宝・子育て」から「高齢者」に至るまでの暮らしを支える事業のほか、地域の産業

や環境を守る政策に対して重点的に財源を投入する予算編成とさせていただきます。

一般会計の予算規模は、前年度当初予算額を2.2%上回る54億1,100万円とし、これに特別会計と病院会計を合わせた全会計の予算規模は、前年度当初予算額を1.9%上回る83億8,613万円とさせていただきます。なお、平成25年度は骨格予算を編成しておりましたので、肉付け後の予算と比較しますと一般会計は0.3%の増、全会計合計では0.8%の増となるものでございます。

次に、一般会計の歳入の太宗を占める地方交付税は、平成21年度から実施されてきた別枠加算について、財務大臣の諮問機関である財政制度審議会より加算措置を見直す必要があるとの意見があり、地方財政への多大な影響が危惧されましたが、平成26年度地方

財政対策の概要によりますと、縮小の方向にはあるものの平成26年度はほぼ前年度並みの16.9兆円(0.1%減)が確保されたところであります。

会計別では

一般会計

54億1,100万円

対前年当初比2.2%の増

特別会計

21億385万円

対前年当初比2.3%の増

(病院会計を除く9会計)

病院会計

8億7,129万円

対前年当初比0.1%の減

となっております。

※詳細は本誌10ページ以降をご覧ください。

しかし、算定方法等が明確となっていない現状の中にあつて確実な予算額を計上する必要があることから、新年度の普通交付税を前年度決定額の11.7%減と見込み、臨時財政対策債を含めた「実質的地方交付税」

は31億4,016万円を計上させていただきました。

また自主財源であります町税につきましては、農業収入では固体販売が伸び、漁業収入ではホタテ漁が好調だったことから、前年当初比4.6%増の6億4,995万円を計上させていただき、引き続き適正な課税と収納率の向上に努めてまいります。

歳出では、「政策パッケージ」初年度の経費として1億6,000万円を計上させていただきましたが、このうち毎年度継続的に行う事業に必要な財源は、約5,200万円と見込んでおります。その財源は、これまでの行財政改革等によって築いた基金の中で十分に賄うことが可能なことから、保険料で一部ご負担いただく介護福祉施設の開設を除き、町民の皆さんに新たな負担を求めるものはありません。

以下、具体的な政策の内

容を申し上げますが、各事業を積極的に実践することによって、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の着実な前進と「政策パッケージ」の確実な推進を図るとともに、集中と選択による行財政の運営により健全な財政を堅持してまいります。

四．具体的な政策

(1) 活気に満ちた産業・経済のまち

《農業》

本町の酪農業の現状は、飼料や農業資材、エネルギーの価格上昇などから収益率が低迷し、長期にわたる厳しい農業経営を強いられ、加えて、ＴＰＰ参加交渉の先行きはいつそう不透明感を増しており、今後の交渉の行方によっては、経営環境に壊滅的な影響が及ぶことが危惧されるなど、大変難しい情勢下に置かれ

ております。



また、経営者の高齢化や後継者の不在などから農家戸数が大きく減少しており、伴って生乳生産量の落ち込みや農地の遊休化が懸念されています。

このことから、町・農協・農業委員会などで構成する「農業担い手育成総合支援協議会」を事業主体として、新規の就農を希望する方を町内で育成する新たな研修制度をスタートすることといたします。

また、生産力の強化と設

備投資の効率化、良質資料の安定供給のため、複数戸生産法人の設立やＴＭＲセクターの整備に対する支援を行うとともに、酪農ヘルパー制度の一層の利用促進、計画的な草地整備の推進、資源循環酪農の理念に基づく鉄触媒資材による人工腐植化の実証試験に取り組むなど、地域経済を担う安全安心な食料供給基地として、生乳生産量10万トン体制を目指した酪農業の振興に努めてまいります。

【主な施策】

- ①新しい農業経営者づくり事業 **《政策パッケージ》**
- ②複数戸法人の設立やＴＭＲセンターの整備への支援
- ③農業機械の共同利用やコントラクター組織の育成支援
- ④計画的な草地更新・整備の推進による粗飼料

の安定確保

⑤鉄触媒による循環型環境システム実証モデル事業の推進

⑥きめ細かな飼養管理による健康な乳牛づくりの支援

⑦酪農ヘルパー事業の推進

《林業》

本町の面積の7割を占める森林は、水源の涵養や水産資源の保護増進、農業生産環境の保全など、公益的で多様な機能と大きな役割を担っています。これらの恩恵を次の世代にしっかりと引き継いでいくため、計画的かつ長期的な視点に立っていつその保全・整備に努めてまいります。

また、近年、野生動物による農作物等への被害が増加していることから、野生動物の適切な管理に資するため、関係団体等との連携により、新たにハンターの育成に取り組んでまいります。

【主な施策】

①町有林整備の推進や私有林整備の促進

②有害鳥獣の適切な駆除と野生動物の適正な管理の実施

③ハンター育成対策の推進

《水産業》

近年、秋サケ生産量が全道的に減少していることから、関係機関や団体において、不漁要因の調査研究やふ化放流技術の改善、増殖施設の整備等が行われています。

本町におきましても産業環境に関する3者会議による河川環境の保全対策や標津川の水深確保に向けた関係機関への要請のほか、自然産卵の可能性を探る調査を行っているところでもあります。

今後これらの調査研究等を継続するとともに、サケ遡上の障害となってい

る河川内の工作物の改良等にも取り組んでまいります。

一方、ホタテ漁につきましては、昨年は当初計画を大きく上回る水揚げ高となりましたが、今後とも8,000トン体制の安定構築に向けて支援を継続してまいります。

また、水産加工業については、地域ハサップの優位性を最大限に活かした質の高い水産加工製品の製造と水産物のブランド化に向け



た取り組みが喫緊の課題であると捉えております。

このため、農林水産課内に「ブランドづくり推進室（仮称）」を設置し、関係団体との連携のもと、産業が発展してきた歴史やそれを取り巻く環境、こだわりの持った製法など、水産物の付加価値化とストーリー性のある標津ブランドの構築を目指して取り組んでまいります。

【主な施策】

①産業環境に関する3者会議の取り組みの推進

《政策パッケージ》

②標津川の水深確保に向けた取り組みの推進

《政策パッケージ》

③自然産卵調査の継続実施と河川内工作物の改良

④ホタテ生産体制の安定強化に向けた中間育成

⑤関係者が一体となった「地域ハサップ」の推進

⑥水産物の付加価値化とストーリー性のある標津ブランドづくりへ政策パッケージ

《建設・公共投資》

安全・安心で住みよい定住社会を実現するためには、日常生活や産業活動等に必要道路などのインフラ整備と適正な維持管理が不可欠であり、特に近年は自然災害対策や移住・定住を促すための取り組みが求められているところでもあります。これらのことから、道路については新たに津波や暴風雪などの自然災害から身を守るための路線整備と防雪柵設置に関する計画を策定してまいります。

また、住宅政策につきましては、戸建て住宅を取得する方や住宅をリフォームする方への支援制度を創設するほか、公営住宅を計画的に整備することにより、居住環境の向上と移住・定

住の促進を図ってまいります。

さらに、快適な暮らしを支える水道・下水道につきましては、適正な施設整備と維持管理を実施するとともに、健全な経営に努めてまいります。

【主な施策】

- ①戸建て住宅取得の支援
《政策パッケージ》
- ②住宅リフォームの支援
《政策パッケージ》
- ③公営住宅の建て替え…川北旭団地1棟3戸
- ④避難道路整備に向けた調査設計…若草団地、道道川北茶志骨線《政策パッケージ》
- ⑤町道川北西3号防雪柵整備計画の策定《政策パッケージ》
- ⑥町道の整備…新規1路線、継続4路線
- ⑦浄化槽事業の推進

《商業・起業・雇用》

人口の減少や買い物行動の多様化により、町内商店街は益々厳しい環境の中で経営を余儀なくされています。

このため、商工会が主体的に取り組みしている「市街地の活性化策」について協議に入ってまいります。また、地域で生活必需品などを購入することが困難な買い物弱者の対策として定着した移動販売事業を引き続き支援してまいります。



なお、これまであった

「起業等支援補助金」につきまして、補助金の上限や設備投資経費の補助基準を引き上げることにより、新規開業や新分野挑戦の後押しを図ってまいります。

【主な施策】

- ①地域と密着した特色ある商工振興策
- ②地場産品を活用した食による元気な商店街づくり
- ③起業等の支援の拡充
《政策パッケージ》

《観光》

自然環境や基幹産業などの地域資源を活用した体験観光事業は、観光団体や一次産業関係者、町民ガイドの皆さんのご協力によって地域に浸透し、道内有数の観光モデルとして多くの交流人口の獲得に繋がっているとあります。



しかし、同様の取り組みは他の地域でも行われはじめていることから、本事業の進化や魅力化を図る必要があると考えております。

このため、関係機関との連携により誘客プロモーションの強化や新たなプログラムを導入などを進め、交流人口のいっそうの拡大を図ってまいります。

【主な施策】

- ①地域一体となった取り組みによるエコ・ツー

リズム事業の推進

②食の魅力化づくりと観光地化の推進

③サーモン科学館の施設改修による魅力発揚

④地域資源を活用した「まちなか滞留」の促進

(2) 笑顔あふれ思いやり

のあるまち

《子宝・子育て支援》

行政運営の基本となる「人口」の減少に歯止めをかける対策として、特に重要と考えているのがこの「子宝・子育て支援」の政策であり、その効果をより高めるためには、「出会い」、「結婚」、「子育て」といった一連のライフサイクルを総合的に支援する必要があります。

政策パッケージに掲げた「子宝・子育ての支援」のうち、「出産祝い金制度」は、既に1月から開始しておりますが、新年度は「幼稚園使用料の無料化」、「中

学生までの医療費無料化」を開始させていただきます。

また、双葉保育園と標準幼稚園は、経年老朽化の対応が懸案となっておりましたが、幼保一体による子育て支援の充実を図るため、これらに母子通園センターと親子交流館の機能を集約した「標準こども園」を平成29年度に開設するものとし、新年度から基金の造成や基本設計等の事務に着手いたします。

【主な施策】

- ①出産祝い金の贈呈（継続）
- ②標準こども園の開設準備
- ③国基準の1／2として、いる常設保育園保育料の水準維持及び保育料負担軽減の継続
- ④幼稚園使用料の無料化
- ⑤中学生までを対象とした医療費の無料化

策パッケージ

- ⑥予防接種事業等に係る保護者負担の軽減
- ⑦子ども・子育て事業支援計画の策定「平成27～31年度」
- ⑧産業後継者等の結婚活動支援

《高齢者・障がい者支援》

本町の65歳以上の高齢者は、本年2月末現在27.0%となっておりですが、2040年には実に42.5%に達すると推計されています。

今後、超高齢化社会を迎えるにあたり、特別養護老人ホームの待機者（2月末現在59名）の解消を目的に「小規模多機能型居宅介護施設」と「サービス付き高齢者向け住宅」を平成28年度に開設するための施設整備を進めるとともに、

高齢者世帯等が安全・安心に暮らしていただくよう、新たな地域福祉ネットワークを構築してまいります。

また、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人となない人がお互いを認め合いながら社会生活を共にすることができるよう、関係機関や団体、企業との連携を図るほか、将来的には障がい者の生活訓練と住まいの場を兼ねたグループホーム等の設置を検討してまいります。



【主な施策】

- ①「小規模多機能型居宅介護施設」と「サービス付き高齢者向け住宅」の開設準備
- ②在宅介護への支援充実
- ③第6期介護保険計画の策定「平成27～29年度」
- ④新たな地域福祉ネットワークの確立
- ⑤高齢者世帯等を対象とした除雪支援の充実
- ⑥NPO法人キラリ工房の経営安定に向けた支援の継続
- ⑦障がい者福祉計画の策定「平成27～29年度」

《医療・保健》

標準病院は、久留米大学医学部内科学講座及び外科学講座の手厚い配慮によって、安心した医療体制を継続させていただいており、昨年10月には、内科学



講座の教育関連診療科の認定をいただき、また外科学講座におきましても教育関連病院として位置づけいただいているところであります。その配慮に感謝申し上げますとともに、今後も信頼ある安定した体制のもと、町民の生命を守ってまいります。

また、健康管理・健康づくりにつきましては、妊婦・乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージに応じた取り組みを進めるものとし、特に新年度からは、自らの健康は自らが守

るといふ意識の高揚を図ることで、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、尿試験紙を全戸に無料配布いたします。

【主な施策】

- ① 標津病院の医療体制の堅持
- ② 生活習慣病放置ゼロ・キャンペーン事業・尿試験紙の全戸配布 **〈政策パッケージ〉**
- ③ 特定健診の受診勧奨、保健指導の充実
- ④ 医療機関や教育機関と連携した予防活動等の実践

《教育》

教育は、社会を心豊かに生き抜き、新しい時代を築く力を養う重要な基盤を担っております。

次代を担う児童・生徒が、社会の厳しい変化に自らの力で対応することができる

よう、「豊かな心」、「健やかな体」、「創造する力」、「学び意欲」を育むものとし、指導者のスキルアップと教育環境の整備充実に努めてまいります。

また、地元の高校の存続に向けた取り組みは、関係機関との連携により一定の効果を見ておりますが、今後も生徒や保護者のニーズを的確に捉えた上で引き続き標津高等学校の魅力づくりを支援してまいります。



社会教育につきましては、本町の豊かな自然と歴史、文化のもと、生活の質

の向上と心の豊かさの形成を図るため、関係機関、団体等との連携を強化するほか、設備や図書等の充実に努めてまいります。また、未来を担う人づくりとして、将来の本町を牽引する若者が、集い・学び・考え・語りあふことのできる場を創出してまいりたいと考えております。

【主な施策】

- ① 教育施設の適切な管理による安全・安心な教育環境の提供
- ② 標津高等学校存続のための支援継続 **〈政策パッケージ〉**
- ③ 通学合宿の川北地区での新規実施 **〈政策パッケージ〉**
- ④ しべつ未来塾（仮称）による青年ネットワークの創出等
- ⑤ 標津こども園の開設に向けた幼保一体の運営体制の構築

(3) 安心して快適に暮らせるまち

《環境・景観・衛生》

先ほど申し上げましたとおり、本町を流れる河川につきましては、町・農協・漁協の3者により環境保全の活動を続けているところですが、このうち特に標津川にしましては、治水・利水・環境保全等において河川を管理する北海道や近隣自治体と連携した取り組みを進めてまいります。

また、「NPO法人 日本で最も美しい村連合」の加盟自治体として、自然に恵まれた美しい景観の保全と創造に引き続き努めます。

さらに町民の皆さんの生活の利便性向上と環境美化を図るため、可燃ゴミの祝日収集を実施することいたします。

【主な施策】

- ① 標津川の環境保全・水

深確保の取り組み（再掲） **〈政策パッケージ〉**

- ② 循環型環境システム構築事業による水産系残渣等の処理試験と事業化の検討
- ③ ゴミの祝日収集の実施 **〈政策パッケージ〉**



《再生可能エネルギー》

川北地区に建設中の「シャープ知床しべつ太陽光発電所」が本年5月までに完成し、6月から発電事業が開始される見通しとなっております。

これにより、今後20年間で約4億円の固定資産税等の収入が見込まれるところですが、その財源の一部は、若者の研修活動など、将来を担う世代への投資に充ててまいります。

また、武佐岳地域で行われている「地熱開発調査」は、昨年8月の開始から2年次目を迎えます。調査開始から約10年

後の事業化に向けて、3年間の調査が行われているところですが、その調査の推移を、期待を持って支援するものとし、地域における地熱の有効な利活用について検討してまいります。



【主な施策】

①太陽光発電所誘致による財源の有効活用へ**政策パッケージ**

②地熱開発調査への協力支援へ**政策パッケージ**

③地域に配慮した再生可能エネルギーの有効活用へ**政策パッケージ**

《防災・減災》

本町では、東日本大震災を教訓に地域防災計画の改定や防災行政無線の更新、防災マップの全戸配布、備蓄品の購入、要援護者避難体制の整備等を行ってまいりましたが、新年度からは本年度中に改定する地域防災計画に基づいた防災・減災対策を実践してまいります。

特に、昨年3月と先月に発生した暴風雪や近年頻発しているゲリラ豪雨、沿岸地域への津波といった自然災害対策を重点的に取り組んでまいります。

【主な施策】

①新たな地域防災計画に基づく防災・減災対策の推進へ**政策パッケージ**

②暴風雪やゲリラ豪雨の対策推進

③防災教育や防災訓練等

による防災・減災啓発の実践

五・むすび

先月（2月）から始まりました「まちづくり懇談会」で、私はこれまで8つの地域を訪問させていただきました。

それぞれの地域が抱える課題や将来の暮らしへの不安、行政サービスへの要望・不満など皆さんの声を直に伺うことができました。

まだ全地域の懇談は終わっていませんが、新年度から一斉にスタートする「政策パッケージ」に対して、各地域の皆さんからは「人口問題」に対する危機感を共有し、概ね高い評価をいただきました。「こんなに人口が減ってしまうのか」或いは「ここまでやって町の財政は大丈夫なのだろうか」といった不安の声もありました。

確かに、これらの政策投入により成果を挙げるためには、継続的に一定の費用が必要ですが、何の策も講じなければ、本町の人口は国の推計をさらに下回る可能性があります。

ふるさと標津町には、海・山・川・太平洋の恵まれた地勢・環境・景観があります。国内の食糧を支える産業があります。先人が残した文化・歴史があり、これを受け継いだ人々がいます。そして、これまで築いた確固たる財政基盤があります。

これらのもと、人口減少時代に果敢に挑戦するため、町民力・地域力・行政力が一体となったまちづくりを進めてまいります。

町民の皆さん、そして町議会議員の皆さんに新年度の町政運営へのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。平成26年度の町政執行方針といたします。

平成26年度 まちの当初予算

一般
会計

54億1,100万円

対前年比
0.3%増
当初比
2.2%増

～ 「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」の充実・強化 ～

1. 予算のポイント

「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」の推進

3月6日から13日に開催された第1回定例議会において、一般会計をはじめ各特別会計の平成26年度予算が可決されました。

今年は、当町のまちづくり基本計画「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」に厚みを持たせ、よりよい定住地域の実現を目指すため、「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」を策定しており、今後、事業の追加・拡充による様々な施策が実施されます。

今年度の予算編成は、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」および「政策パッケージ」で掲げた各事業を計画的かつ確実に実践するため、重点事業の積極的な計上を行ったほか、行財政改革の継続や施設の耐震化などに係る財政需要に備えるなど、財政基盤の強化、健全財政の堅持にも配慮した予算編成を行いました。

一般会計の歳入では、自主財源の基本である町税が、対前年比4.6%増の6億4,995万円を計上。歳入の大宗を占める地方交付税は、行財政改革削減効果分の反映など、国の財政計画にのっとり、同1.8%増の29億3,381万円を見込みました。

歳出では、人件費は、行財政改革の継続により対前年比0.7%の減、投資的経費（普通建設事業費）は、森林加速化・林業再生事業の減などにより同3.0%の減となる一方、「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」策定による各種事業の追加・拡充分として1億6,013万円を計上したことから、一般会計予算額は同0.3%増の54億1,100万円、各会計を含めた全会計の予算額合計は同0.8%増の83億8,613万円となりました。

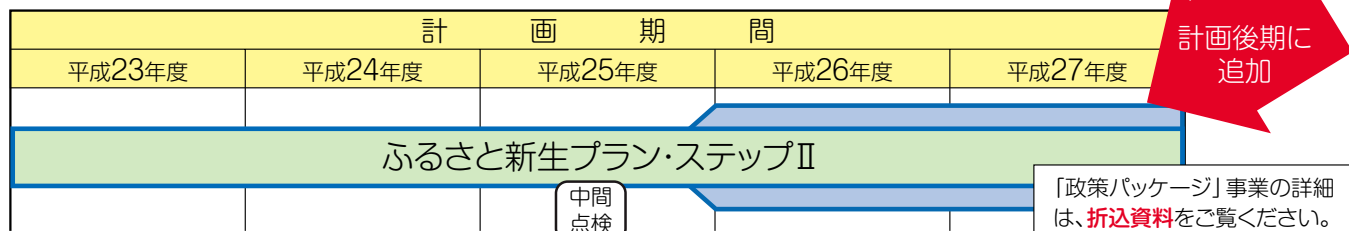
「政策パッケージ」策定の目的

町民会議の開催や町民アンケートの実施など、1年の期間を費やして策定した「ふるさと新生プラン・ステップⅡ（以下「ステップⅡ」という。）」のスタートから3年が経過いたしました。

ステップⅡのこれまでの評価はもとより、ステップⅡ後期の推進に向けた政策の追加や拡充等を予定していたところですが、国立社会保障・人口問題研究所が発表した本町の人口推計は大幅な減少が推測されており、政策の追加や拡充等にあたっては、この情勢を踏まえた上で「子づくり・子育て支援」の充実など、町全体を1つの「特区」と見立てた大胆な政策を投入する必要があります。

この政策投入をより効果的に行うため、ライフサイクルを支える政策をひとまとめ（パッケージ）とし、平成26年度（一部は平成25年度）から実施する新規・拡充事業をまとめた「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」を策定しました。

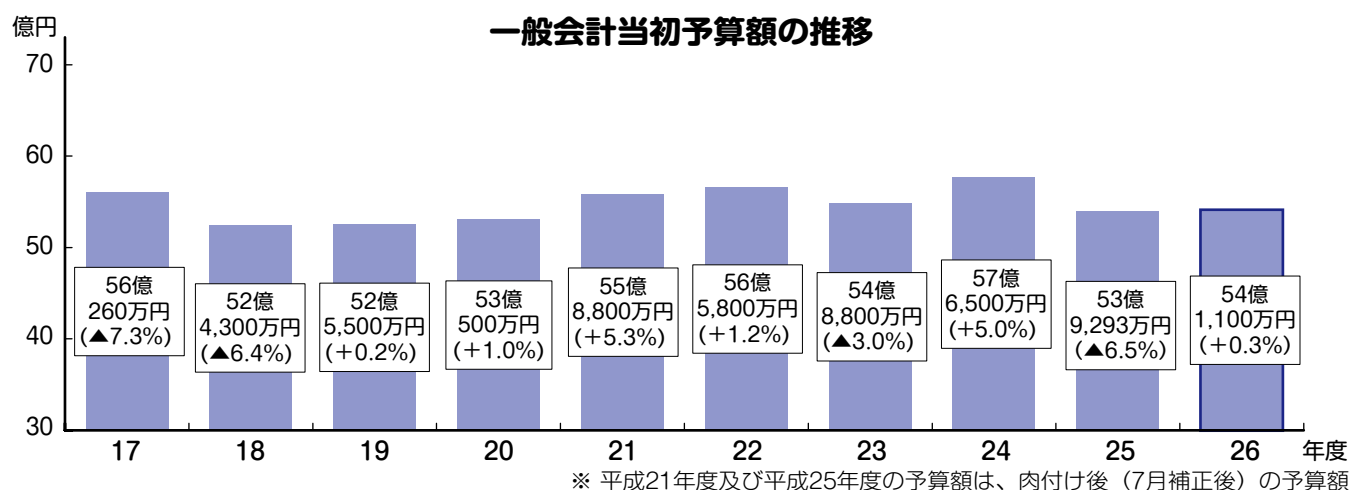
■ ふるさと新生プラン・ステップⅡにおける「政策パッケージ」のイメージ



2. 予算規模

一般会計当初予算額

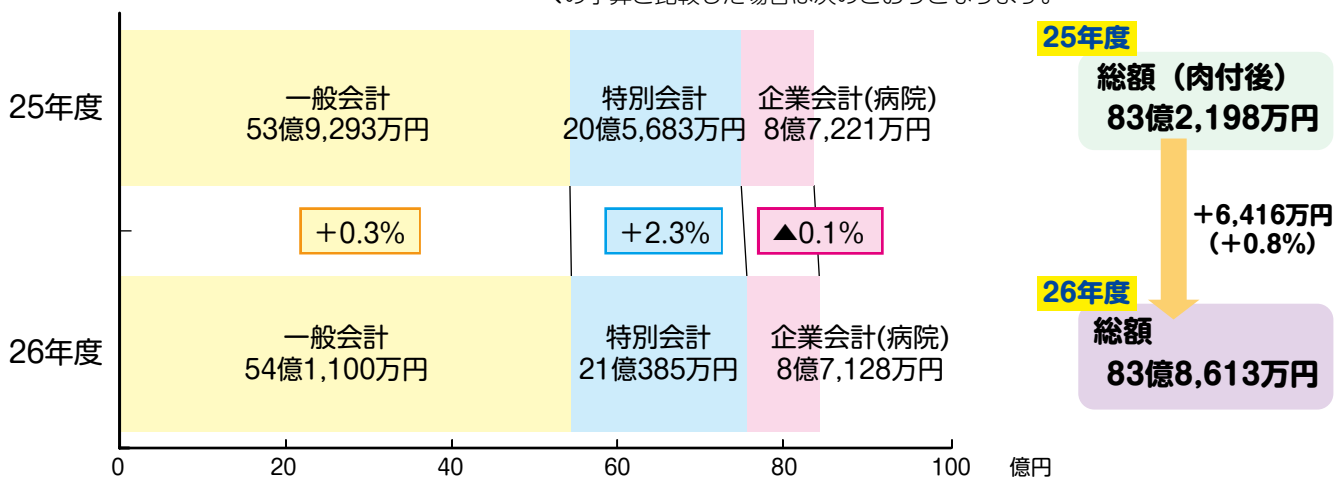
54億1,100万円……対前年比 +0.3% (当初比 +2.2%)



全会計の予算総額

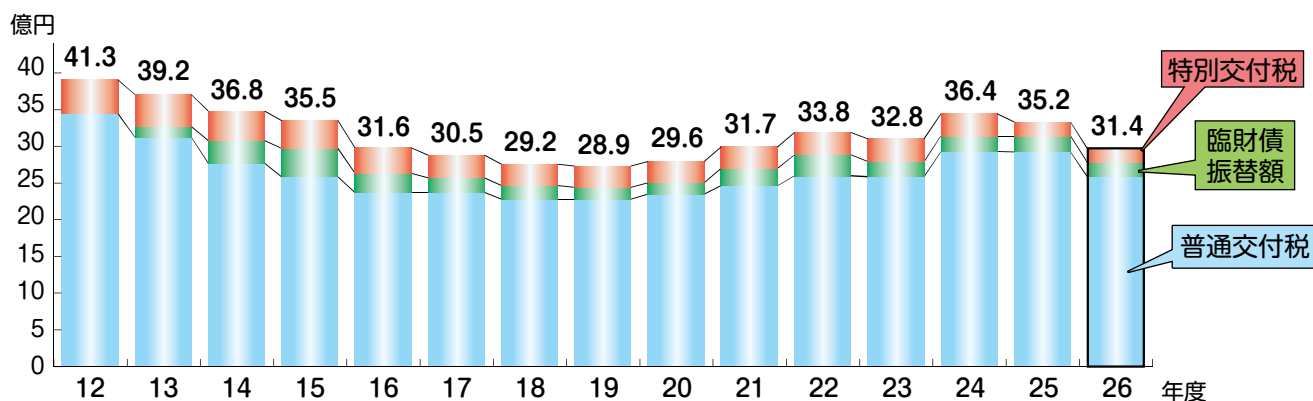
83億8,613万円……対前年比 +0.8% (当初比 +1.9%)

(25年度は、改選期にあたり、「骨格予算としていたため、肉付け後（7月補正後）の予算と比較した場合は次のとおりとなります。)



地方交付税等の額

31億4,016万円……対前年比 ▲10.8%

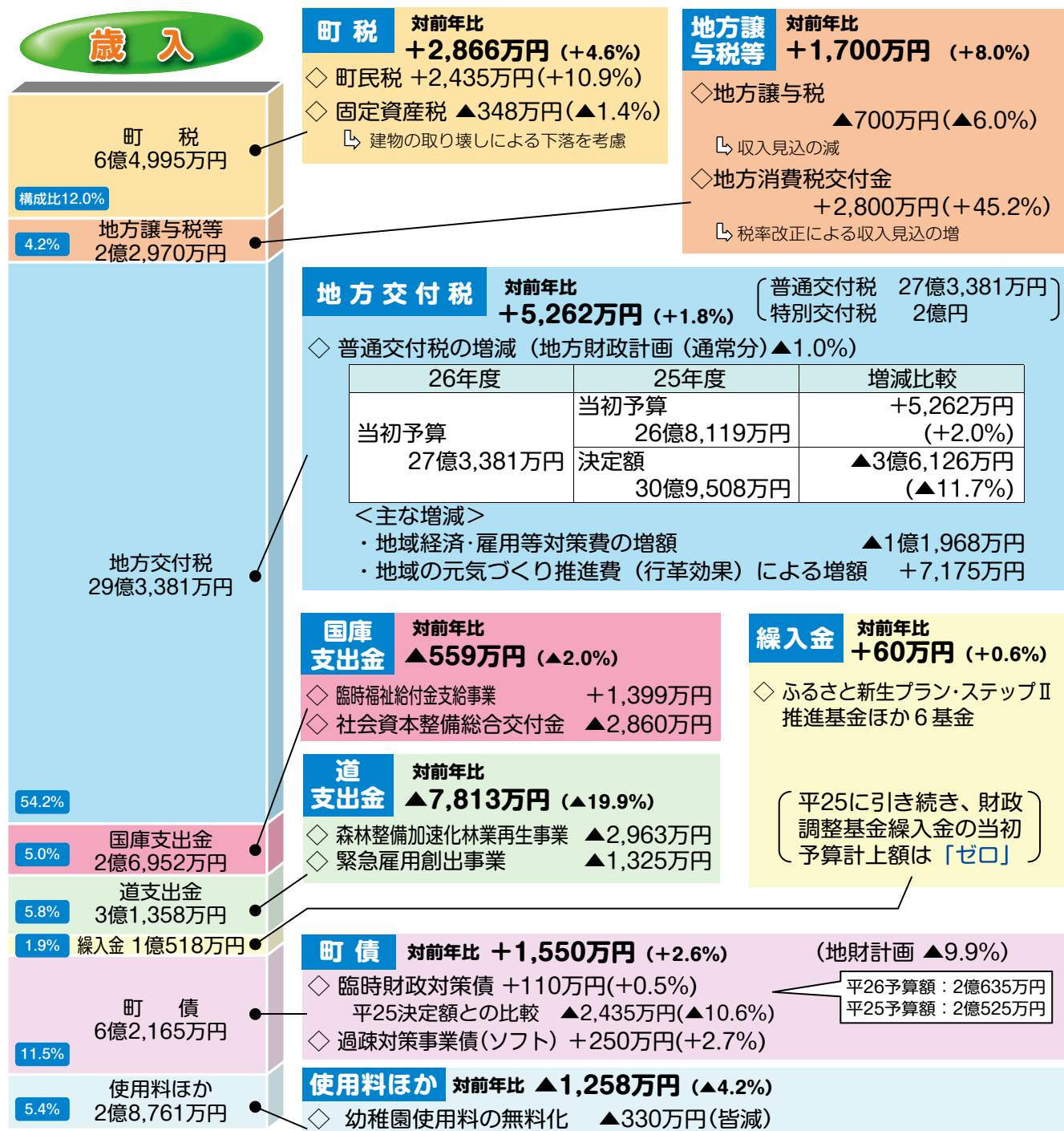


- ◇ 24年度まで：それぞれの交付等決定額
- ◇ 25年度：普通交付税と臨財債振替額は決定額、特別交付税は当初予算額
- ◇ 26年度：それぞれの当初予算額

3. 一般会計予算の概要

54億1,100万円

対前年比 +1,807万円(+0.3%)



= 主な予算区分の説明 =

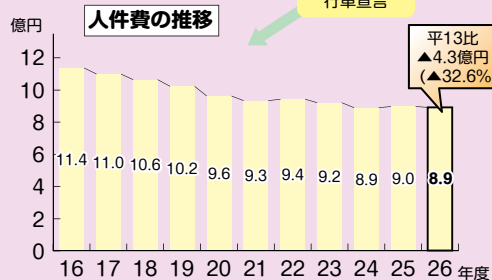
- ▶ **町税**: 町民の皆さまから町に直接納めていただく税金。町民税や固定資産税、軽自動車税など。ただし国民健康保険税は、国保会計の収入となります。
- ▶ **地方交付税**: 国から町に交付されるお金。国税のうち所得税・法人税・たばこ税・酒税・消費税が、町の財政力に応じて交付されます。
- ▶ **国庫支出金**: 特定の事業を行う場合に、その

- ▶ **道支出金**: 特定の事業を行う場合に、その経費に充てるために道から交付される負担金や補助金など。
- ▶ **繰入金**: 基金などの積立金から取り出すお金。
- ▶ **町債**: 施設の建設や土木工事など、多額の経費を必要とするとき、費用の一部を国や金融機関から計画的に借りるお金。
- ▶ **使用料ほか**: 分担金・負担金、使用料・手数料、諸収入など。

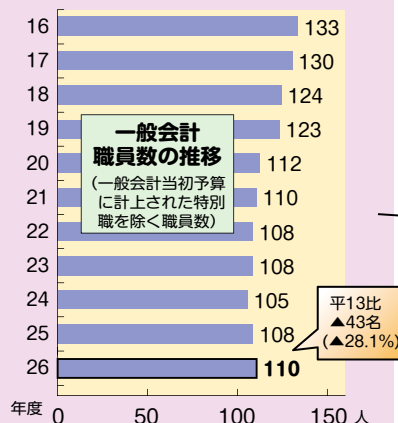
・対前年比は、肉付後（7月補正後）の予算と比較したものです

歳出

人件費 対前年比 ▲619万円 (▲0.7%)



※期末手当役職加算一部凍結



扶助費 対前年比 +3,130万円 (+8.8%)

- ◇ 子ども医療費助成事業 +1,052万円
- ◇ 臨時福祉給付金助成事業 +1,399万円

物件費 対前年比 ▲2,590万円 (▲3.3%)

- ◇ PCB廃棄物処理費 ▲2,326万円
- ◇ 参議院議員選挙費 ▲441万円

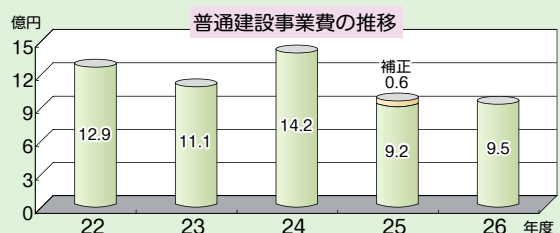
補助費等 対前年比 +8,495万円 (+8.9%)

- ◇ 病院会計繰出分 +6,592万円
- ◇ 起業化支援事業 +300万円

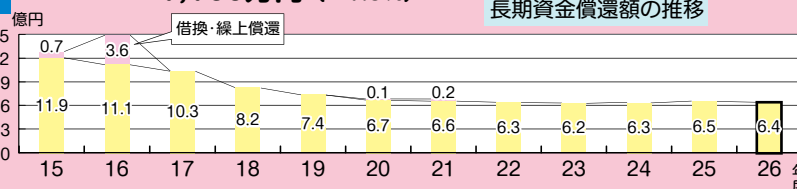
投資的経費 (普通建設事業費)

対前年比 ▲2,941万円 (▲3.0%)

- ◇ 森林加速化・林業再生事業 ▲3,099万円
- ◇ 社会資本整備総合交付金事業 ▲4,080万円
- ◇ 住宅取得支援事業 (新築・中古) +3,850万円



公債費 対前年比 ▲1,160万円 (▲1.8%)



- ◇ 長期資金元利償還金 ▲1,150万円 (▲1.8%)

繰出金 対前年比 ▲2,652円 (▲5.1%)

- ◇ 下水道会計 ▲2,429万円 (▲7.0%)

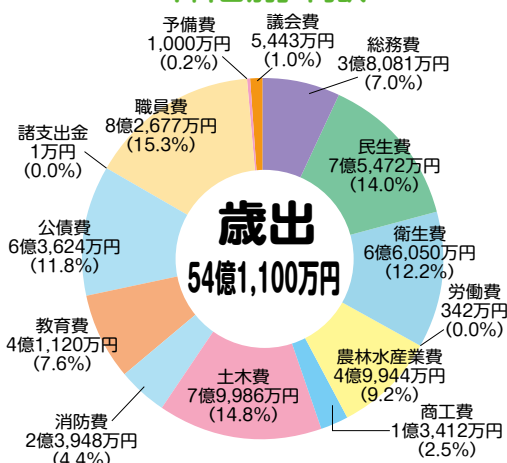
その他 対前年比 (+0.6%) +144万円



＝ 主な予算区分の説明 ＝

- ▶ **職員費**： 特別職や職員の給与に関する経費。
- ▶ **民生費**： 高齢者や障がい者、保育園など福祉に関連する経費。
- ▶ **衛生費**： 各種検診やゴミ処理、環境対策などの経費。
- ▶ **農林水産費**： 農業や林業、水産業の振興などの経費。
- ▶ **土木費**： 町道の整備、公営住宅管理、除排雪などの経費。
- ▶ **消防費**： 消防団員の報酬、消防施設の整備・管理などの経費。
- ▶ **公債費**： 町の借入金の元金の償還及び利子の支払いに要する経費。
- ▶ **その他**： 町議会議員の報酬や労働、商工業、教育などに関する経費。

「科目別」内訳



4. 特別会計予算・企業会計予算の概要

特 別 会 計

21億385万円……対前年比 +4,702万円(+2.3%) [当初比も同率]

国民健康保険会計（事業）

予算額 9億4,424万円

[対前年比 +155万円(+0.2%)]

- ・ 保険給付費 +583万円 (+0.9%)
- ・ 後期高齢者支援金等 ▲317万円 (▲2.4%)

・ 40歳からの特定診査の無料化

(歳入▲46万円)

一般会計繰入金 49,389万円

[対前年度 ▲2,652万円(▲6.7%)]

介護保険会計（事業）

予算額 4億5,743万円

[対前年比 +2,944万円(+6.9%)]

- ・ 保険給付費 +2,892万円 (+7.2%)
- ・ 日常生活圏域二一ズ調査費 +117万円 (皆増)

一般会計繰入金 7,656万円

[対前年度 +392万円(+5.4%)]

簡易水道会計

予算額 2億1,123万円

[対前年比 +4,118万円(+24.2%)]

- ・ 水道配水管等改良事業
(野付公園線配水管移設工事、薫別地区パイパス管調査設計) +3,020万円 (皆増)

一般会計繰入金 0円

[対前年度 0万円(±0.0%)]

介護保険会計（サービス）

予算額 2,724万円

[対前年比 ▲702万円(▲20.5%)]

- ・ サービス事業費 ▲451万円 (▲18.1%)

一般会計繰入金 2,481万円

[対前年度 ▲697万円(▲21.9%)]

下水道会計

予算額 3億2,343万円

[対前年比 ▲2,429万円(▲7.0%)]

- ・ 下水道管理センター耐震調査 ▲1,200万円 (▲55.0%)
- ・ 浄化槽推進事業 ▲323万円 (▲9.8%)

一般会計繰入金 2億2,041万円

[対前年度 ▲1,828万円(▲7.7%)]

後期高齢者医療会計

予算額 1億2,355万円

[対前年比 +547万円(+4.6%)]

- ・ 広域連合納付金 +553万円 (+4.8%)

一般会計繰入金 6,961万円

[対前年度 ▲108万円(▲1.5%)]

金山地域休養施設等会計

予算額 1,673万円

[対前年比 +133万円(+8.6%)]

- ・ スキー場リフト整備費 +231万円 (+146.9%)

一般会計繰入金 1,263万円

[対前年度 +133万円(+11.8%)]

一般会計繰入金の合計

8億2,299万円

対前年比 +958万円(+1.2%)

※ 各会計の端数処理により、合算と合計額が合わない場合があります。

企業会計（病院）

8億7,129万円……対前年比 ▲93万円(▲0.1%)

国民健康保険会計（病院）

- ・ 臨床検査システム整備（生化学自動分析装置、血球分析装置導入）
- ・ 夜間診療 週2回実施の継続

一般会計繰入金 3億2,910万円

[対前年比 +3,611万円(+12.3%)]

〔 補助費等 3億1,570万円…交付税措置分、収益補てん等
投資及び出資金 1,340万円…企業債償還金分 〕

5 基金・町債の残高

前年：730千円

会計別「基金」残高

町民1人当たりの貯金残高(一般会計の基金)は

863千円

(単位：千円)

基金名	平成24年度末 現在高①	平成25年度			平成26年度		
		積立額②	繰入額③	現在高 ④=①+②-③	積立額⑤	繰入額⑥	現在高 ⑦=④+⑤-⑥
財政調整基金	810,137	400		810,537			810,537
減債基金	413,352	26,697	13,232	426,817	29,628	15,367	441,078
特定 目的 基金	リフレッシュ基金	1,020,423	30,565	1,050,988	50,613		1,101,601
	ふるさと応援基金	2,760	2,077	2,406	13	2,074	345
	新生プラン・ステップⅡ推進基金	193,108	190	60,339	133	63,478	69,614
	子ども・子育て基金(新規)	0	300,000	300,000	300		300,300
	交通安全対策基金	5,179	6	5,185	6		5,191
	ひかりこ基金	288,257	440	288,697	290	1,500	287,487
	標津線代替輸送確保基金	370,305	312	20,701	335	15,596	334,655
	社会福祉基金	159,778		159,778			159,778
	健康と福祉の村建設基金	15,693	16	15,709	16		15,725
	廃棄物処理施設建設基金	96,858	97	96,955	97		97,052
	酪肉経営振興対策基金	477,694	378	478,072	478		478,550
	緑の基金	64,936	65	65,001	65		65,066
	水産振興基金	506,012	1,737	4,417	604	3,967	499,969
	教育施設等建設基金	5,176	6	5,182	6		5,188
	体育文化振興基金	105,013	56	3,194		3,194	98,681
	(小計)	3,311,192	335,945	91,082	52,956	89,809	3,519,202
計	4,534,681	363,042	104,314	4,793,409	82,584	105,176	(A)4,770,817
特別会計の基金計	201,484	1	18,127	183,358	1	7,454	175,905
合計	4,736,165	363,043	122,441	4,976,767	82,585	112,630	4,946,722

※定額運用基金を除いております。

※平成25年度は決算見込、平成26年度は当初予算により算出しています。

※町民1人当たりの残高は、「(A)/平成25年12月末住民基本台帳人口5,530人」で算出しています。

前年：210千円

会計別「町債」残高

町民1人当たりの借金残高(一般会計の町債)は

201千円

(単位：千円)

会計区分	平成24年度末 現在高①	平成25年度末 現在高見込額②	平成26年度末見込			
			借入見込③	元金償還④	現在高見込額 ⑤=②+③-④	実質起債残高
一般会計	6,339,148	6,371,599	621,647	557,467	6,435,779	(B)1,109,266
簡易水道会計	493,720	455,306	67,000	38,662	483,644	286,088
下水道会計	1,530,689	1,387,907	11,700	147,037	1,252,570	607,206
病院会計	411,000	413,821	10,800	31,720	392,901	230,298
計	8,774,557	8,628,633	711,147	774,886	8,564,894	2,232,858

※平成25年度は決算見込、平成26年度は当初予算により算出しています。

※町民1人当たりの残高は、「(B)/平成25年12月末住民基本台帳人口5,530人」で算出しています。

6. 町の経営状況

健全化判断指標の状況

区 分	当 町 の 指 標			指定基準	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	早期健全化	財政健全化
実質赤字比	— 【黒字比率2.0%】 一般会計の赤字の状況を示す。黒字の場合は算定されない	—	—	15%以上	20%以上
連結実質赤字比率	— 【黒字比率4.0%】 全会計の赤字の状況を示す。黒字の場合は算定されない	—	—	20%以上	40%以上
実質公債費比率	11.0%	10.5%	10.1%	25%以上	35%以上
	町全体の借入金返済の状況を示す比率（3年平均値）				
将来負担比率	—	—	—	350%以上	—
	将来負担額（借入金や退職金など）の状況を示す比率				

左の比率が右の基準に該当した場合、健全化団体に指定される

健全な経営を維持
(各指標とも指定基準をクリア)

財政が破綻する前の段階 (黄信号)

財政が破綻した状態 (赤信号)

※右の指定基準は、本町のような財政規模の市町村に適用される比率です。
※平成25年度と平成26年度の指標は見込です。

その他の財政指標の状況

経常収支比率 財政構造の弾力性を示す。70～80%が標準					
	平22	平23	平24	平25	平26
本町の指標	69.0	75.7	66.7	71.0	70.5
全道平均	87.5	88.9	88.2		

全道179市町村中上位7番目の比率

財政力指数 数値が小さいほど普通交付税への依存度が高い					
	平22	平23	平24	平25	平25
本町の指標	0.213	0.203	0.189	0.184	0.186
全道平均	0.445	0.435	0.426		

※ 3年平均の比率
※平成25年度と平成26年度の指標は見込です。

7. 行財政改革の取組状況

平成13年9月の「行財政構造改革宣言」以来、人件費や事務経費の削減、サービスの見直しなどを実施しています。また、町民の視点から改革を進めるため、平成17年9月から2年間、平成20年1月から1年間、行財政改革検討委員会を設置し、提言等を頂きました。

平成26年度の行革効果

計 542万円 の行革効果

1 人件費の改革

426万円

○役職加算凍結一部継続 426万円

2 組織・機構と事務費に関する改革

106万円

○一般事務経費の減 106万円:複写機再リース等による減

3 町民サービスに関する改革

10万円

○団体補助金の減 10万円:事業見直しによる減

4 財源確保に関する改革

—

行革効果の
還元等

行革効果542万円の約50%を
協働のまちづくりや、住民生
活への支援などに活用

計250万円を活用

① まちの魅力づくり・活性化

80万円

・新・ふるさとづくり推進事業補助金 30万円
・日本で最も美しい村連合活動経費 50万円

町民力・地域力による事業への補助
連合年会費等

② 住民生活への支援

170万円

・低公料金の維持 170万円

保育施設の維持費等

これまでの行財政改革の実績

「行財政構造改革宣言」以来の実績

年度	人件費の改革	組織・機構と事務費の改革	町民サービスに関する改革	財源確保に関する改革	計
平14	5,152万円 ・定年不補充、手当減 ・議員報酬減	3,584万円 ・旅費基準改定 ・施設経費、事務費減	1,707万円 ・補助金減、バス見直し ・施設期間短縮		1億 443万円
平15	8,437万円 ・定年不補充、手当減 ・議員定数減	4,028万円 ・旅費基準改定 ・短期利子、事務費減	3,090万円 ・補助金減、バス見直し ・各サービス見直し		1億5,555万円
平16	5,049万円 ・定年不補充、手当減	3,509万円 ・町債借換 ・経費減、民間委託	1,007万円 ・団体補助金減 ・施設時間短縮など	180万円 ・廃棄物手数料 ・職員住宅料金	9,745万円
平17	4,051万円 ・定年不補充、手当減	1億4,764万円 ・町債借換 ・事業見直しなど	1,308万円 ・団体補助金減 ・中学研修休止など	18万円 ・住基閲覧料金	2億 141万円
平18	6,861万円 ・定年不補充、手当減 ・議員報酬減	1,007万円 ・視察経費凍結 ・除雪見直しなど	624万円 ・団体補助金減 ・役場時間延長など	125万円 ・体育施設使用料 ・職員住宅料金	8,617万円
平19	5,268万円 ・定年不補充、手当減 ・議員定数減	910万円 ・公用車運転委託 ・庁舎維持委託など	42万円 ・各サービス見直し	682万円 ・下水道使用料 ・し尿処理手数料	6,902万円
平20	1億 253万円 ・定年不補充、手当減 ・議員定数減	8,805万円 ・町債繰上償還 ・事業見直しなど	214万円 ・団体補助金減		1億9,272万円
平21	6,367万円 ・定年不補充、手当減	67万円 ・事務経費削減	401万円 ・団体補助金減	309万円 ・下水道使用料	7,144万円
平22	4,658万円 ・定年不補充、手当減	898万円 ・委託業務見直し ・森林災害保険見直し	318万円 ・団体補助金減		5,874万円
平23	4,901万円 ・定年不補充、手当減	52万円 ・謝礼見直し	103万円 ・団体補助金減		5,056万円
平24	3,956万円 ・定年不補充、手当減	164万円 ・旅費等見直し	103万円 ・団体補助金減		4,223万円
平25	276万円 ・手当減	40万円 ・委託事業見直し	290万円 ・団体補助金減		606万円
平26	426万円 別記	106万円 別記	10万円 別記		542万円

13年間の合計 11億4,124万円

平成26年度の主な事業

本年度の主要事業をお知らせします。

「海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地・標津町」の実現に向けて、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」および「政策パッケージ」で掲げた事業の確実な実践を進めます。

凡例：◆新規事業・◇継続事業

◇海の森づくり事業（藻場造成試験事業）

94万円

◇豊かな川づくり事業（環境保全対策）（再掲）

◇循環型環境システム試験調査事業（再掲）

◇産業後継者等結婚活動支援事業（再掲）

4 観光の振興

◆しべつあきあじまつり第50回記念事業 30万円

◇標津町エコ・ツーリズム交流推進事業 217万円

◇標津町民祭り水キラリの開催 1,050万円

◇しべつ「海の公園」管理運営経費 （オートキャンプ場含む） 838万円

◇サーモンパーク対策事業 4,053万円 （指定管理者管理委託料 他）

◆サーモン科学館内部改修事業 3,790万円



5 商業の振興

◇商工会運営補助金 944万円

◇商工会移動販売車の運行支援 270万円

◇産業後継者等結婚活動支援事業（再掲）

6 雇用・勤労者対策

◇冬期就労対策事業 321万円

◇標津町起業化支援事業 600万円

◇標津高等学校卒業生就労支援事業 572万円

◇循環型環境システム試験調査事業（再掲）

活気に満ちた産業・経済のまちづくり

～基幹産業と経済の振興・発展～

1 農業の振興

◆新しい農業経営者づくり事業 199万円

◆循環型環境システム実証モデル事業 203万円

◇道営草地整備改良事業負担金 3,182万円

◇中山間地域等直接支払交付金 1億7,176万円

◇農地交換分合事業 530万円

◇豊かな川づくり事業（環境保全対策） 225万円

◇循環型環境システム試験調査事業 734万円

◇産業後継者等結婚活動支援事業 195万円

2 林業の振興

◇緑と海を育む森づくり事業 320万円

◇未来につなぐ森づくり推進事業 186万円

◇森林環境保全整備事業 4,827万円

◇水源林造成特別対策事業 170万円



3 水産業の振興

◆水産物ブランドづくり推進事業 841万円

◇販売強化活動事業 258万円

◇ホタテ漁業生産力向上対策事業 3,364万円

◇標津漁港修築事業 4,032万円

◇サケマス自然産卵推進事業 283万円

◆標津小学校屋上防水改修工事	99万円
◆標津小学校理科室改善整備事業	82万円
◆学校給食センター調理用機械更新事業	434万円
◇学校給食の地場食材活用強化	70万円
◇標津高校支援事業	2,078万円
(バス通学費補助、寮入居支援、修学旅行研修支援ほか)	

6 社会教育の推進

◆しべつ未来塾開催事業	310万円
◆川北通学合宿事業	19万円
◆あいさつ運動啓発推進事業	12万円
◇標津きらり大学の充実	57万円
◇読書活動振興経費	534万円



7 地域文化の振興

◆ポー川史跡自然公園事業開催経費	50万円
◆ポー川史跡自然公園設備更新事業	44万円
◇天然記念物標津湿原緊急保全事業	679万円

8 スポーツの振興

◆地区パークゴルフ場改修整備事業	248万円
◇標津スポーツクラブ助成金	62万円

安心して快適に暮らせるまちづくり

～環境・防災対策の推進と住民との協働事業による
快適な定住地域の実現～

1 自然環境対策

◆ハンター育成対策事業	106万円
◇標津アニマル・プロジェクトⅡ事業	973万円
◇エゾシカ・ヒグマ対策事業	54万円
◇豊かな川づくり事業（環境保全対策）（再掲）	

笑顔あふれる思いやりのあるまちづくり

～福祉・健康・教育の推進による支えあいと人づくり～

1 子育て支援の充実

◆出産祝い金支給事業	662万円
◆子ども医療費助成事業	1,052万円
(中学生までの医療費無料化分)	
◆幼稚園使用料の無料化	330万円
◆標津こども園建設事業	1,450万円
(基本設計、敷地造成ほか)	
◆子ども・子育て支援事業	235万円
(計画策定業務)	
◆子育て世帯臨時特例給付事業	584万円
◆親子交流館周辺環境整備事業	112万円
◇第3子目の保育料の負担軽減の拡充	
◇妊婦健康診査助成事業	419万円
◇誕生記念プレゼント	54万円
◇不妊治療費助成	30万円

2 高齢者・障がい者等福祉の充実

◆「健康と福祉の村」施設整備事業	
(敷地造成、測量ほか)	
	3,250万円
◆臨時福祉給付金	1,399万円
◆障がい者福祉計画策定経費	185万円
◆高齢者等除雪支援【社協事業】	
◇要援護者支援台帳システム整備	46万円
◇高齢者等通院ハイヤー助成事業	74万円
◇高齢者無料バス利用事業	71万円

3 健康づくりの推進

◆生活習慣病放置ゼロ・キャンペーン事業	
(尿試験紙の全戸配布)	
	585万円
◇インフルエンザ予防接種助成事業	381万円

4 医療体制の充実

◆臨床検査システム整備	2,333万円
◆電子カルテ看護支援システム整備	2,860万円
◆給食用配膳車整備	139万円
◆高齢者向けベッド購入	118万円

5 学校教育の推進

◇小学校校務用コンピュータ整備事業	392万円
◇中学校校務用コンピュータ整備事業	363万円
◆社会科副読本改訂事業	141万円

7 移住・定住対策の推進

- ◆住宅取得支援事業(新築・中古) 3,850万円
- ◆住宅リフォーム支援事業 1,000万円
- ◇移住定住促進経費 51万円
- ◇産業後継者等結婚活動支援事業(再掲)

8 住宅・宅地の整備

- ◇公営住宅建設事業 6,031万円
- ◇公営住宅計画修繕事業 939万円
(外壁、屋根塗装)
- ◇住宅耐震改修補助事業 90万円

9 道路・交通網の整備

- ◇社会資本整備総合交付金事業 1億2,080万円
(古多糠基線、橋梁長寿命化)
- ◇町道整備促進事業 1億3,290万円
(古多糠川沿線、川北北4線、川北西11号)
- ◆町道整備促進事業 4,190万円
(川北西5号、川北西1号3)
- ◆町道整備促進事業(標津西4丁目通り外3線)(再掲)
- ◆防雪柵設置計画の策定(川北西3号)(再掲)

10 上下水道の整備

- ◆水道配水管等改良事業 3,020万円
(道道野付風連公園線配水管移設ほか)
- ◇水質監視機能強化事業 3,680万円
(中央監視装置通信機能強化工事ほか)
- ◇浄化槽設置工事 2,036万円
- ◇下水道管理センター耐震診断調査 980万円
- ◇下水道長寿命化計画策定 840万円

11 公共交通の維持・確保

- ◇標津町総合バス対策事業 4,586万円
(市街循環デマンドハイヤー、古多糠川北線、スクールバス4路線、貸切バス)

12 防犯対策の推進

- ◇防犯灯設置事業(改修10基) 112万円

13 行財政改革の推進

- ◇職員スキルアップ事業 168万円
(職員研修会の実施ほか)
- ◇情報化の推進に向けた庁内ネットワーク
関連機器の更新 1,179万円
- ◇365日住民票、印鑑証明の発行継続

2 再生可能エネルギーへの取り組み

- ◆太陽光発電所誘致に伴う財源の有効活用
- ◇太陽光発電所建設に係る支援
- ◇地熱開発促進調査事業 119万円



3 景観向上対策

- ◆桜づつみ公園散策路周辺草刈業務 111万円
- ◇オープンガーデン開催事業 45万円
- ◇標津漁港内景観向上事業 82万円
- ◇沿道の花壇整備等 41万円

4 ゴミ処理・資源リサイクルの推進

- ◆可燃ごみ祝日収集の実施 75万円
- ◇ごみ集積ステーション設置事業 24万円

5 防災対策の推進

- ◆町道整備促進事業(標津西4丁目通り外3線) 1,770万円
- ◆防雪柵設置計画の策定(川北西3号)
- ◆防災頭巾整備事業 42万円
- ◆防災講演会開催経費 29万円
- ◇防災備蓄倉庫、備蓄品の整備 155万円
- ◇要援護者支援台帳システム整備(再掲)

6 住民活動の推進による協働のまちづくり

- ◆地域担当派遣参事制度の見直し・充実による地域との連携強化
- ◇新ふるさとづくり推進事業補助金 150万円
- ◇北方領土講座開催経費 51万円



受賞報告に訪れた篠田社長

㈱篠田興業が経産大臣表彰を受賞

町内で建設業を経営する㈱篠田興業（篠田静男社長）が、経済産業大臣表彰を受賞し、3月12日、金澤町長へ受賞報告を行いました。

「がんばる中小企業・小規模事業者300社」として経産省から選定されるもので、革新的な製品開発や地域経済の活性化などの分野で活躍している企業が対象。同社が特許取得しているメロディーロードの開発過程で、新分野への進出にあたって様々な関係機関の支援を受けて実現したことが評価されました。篠田社長は「関係機関の協力をいただき実現した。みんなががんばった結果の受賞。これからも、さらにがんばっていきたい」とさらなる飛躍を話していました。

牛乳・乳製品の消費拡大を目指したイベント開催

牛乳・乳製品の消費拡大を目的とした、ゴクゴク！しべつ牛乳フェスティバル（標津町牛乳・乳製品消費拡大推進協議会主催）が3月9日、町生涯学習センターあすばるで開かれました。

会場にはJA青年部や地元商店などによる、地域の産物を生かしたメニューの出店が並んだほか、JA女性部による牛乳・乳製品料理の試食も行われ、町内外から多くの来場者が訪れました。

また、イベントのイメージキャラクターのモーシエルと別海ミルクガールの共演によるステージイベントも行われ、会場は大いに盛り上がりを見せました。



盛り上がったステージイベント



活発な意見交換が行われた懇談会

町内9会場でまちづくり懇談会を開催

町民と行政が協働してまちづくりを推進するためのまちづくり懇談会が、町内全域を対象に2月12日から3月14日まで9会場で開かれ、各地区で活発な意見交換が行われました。

町から、4月（一部1月）からスタートする「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」として取り組む新規や拡充20事業の概要を説明。参加者からは、子育てや福祉関連の質問、各地区での独自要望など多くの意見が出されました。

この懇談会で出された意見や提案をもとに、今後のまちづくりを進めていきます。

標津高校生が放課後児童クラブに協力

児童が安全で安心して放課後を過ごせるよう、キラリ児童館で行っている放課後児童クラブに、標津高等学校ボランティア部員がスタッフとして活躍しています。

この取り組みは、昨年9月から始まったもので、小学校低学年が参加する同クラブの生徒へのサポートが中心。現在は毎週金曜日に、生徒との遊びを中心に活動しているが、今後は学習支援などにも、支援の幅を広げていく予定です。

同部部長の中野誓也くんは「子どもたちに顔を覚えてもらえるのが嬉しい。ボランティア部は笑顔・情熱・誇りがモットー。活動を充実させるためにも新部員を募集していきたい」と話してくれました。



標津高校生のお兄さんたちと楽しいひと時

目指そう！ 健康寿命の延伸



健康 いちばん

標津町保健福祉センター
健康推進担当

☎ 82 - 1515



町の「平均寿命」は

表1は平成12年から5年ごと(国勢調査年)に厚生労働省が作成している「市区町村別生命表」です。

表1 平均寿命の推移(厚生労働省)

	男			女		
	標津町	全国	北海道	標津町	全国	北海道
平成12年	77.1	77.7	77.6	84.9	84.6	84.8
平成17年	77.8	78.8	78.3	85.6	85.8	85.8
平成22年	79.0	79.6	79.2	85.8	86.4	86.3

昭和22年の平均寿命(全国)が男性50・1歳、女性54・0歳であったことと比較すると、急速に高齢化が進んでいます。

健康寿命とは？

「介護を必要とせず自立した生活ができる生存期間」が健康寿命です。

平成22年の健康寿命は、男性70・4歳、女性73・6歳であり、平均寿命から健康寿命を引くと、男性は約9

「要支援・要介護」の原因は？

介護を必要とする状態、つまり、要支援・要介護状態が健康寿命の最大の敵になります。

表2 介護認定者(65歳以上)の原因疾患 (各年度末 主治医意見書から)

21年度			22年度			23年度		
疾患	人数	割合	疾患	人数	割合	疾患	人数	割合
1位 脳梗塞	55	25.8	脳梗塞	48	22.9	脳梗塞	45	19.6
2位 認知症	23	10.8	認知症	26	12.4	認知症	27	11.7
3位 脳出血	19	8.9	アルツハイマー型認知症	19	9	アルツハイマー型認知症	21	9.1
4位 アルツハイマー型認知症	16	7.5	脳出血	17	8.1	脳出血	19	8.3
5位 脊椎障害	14	5	脊椎障害	16	7.6	脊椎障害	17	7.4

年、女性は約12年です。この年数が介護を要する期間となります。(健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究より)

予防できる病気は予防する

表2は、平成25年3月の町健康増進計画作成時にわかった町介護認定者(65歳以上)の原因疾患です。平成23年度は脳梗塞・脳出血に、くも膜下出血の4人を含め、脳血管疾患が68人(29・6%)と全体の約3割でした。

内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、また、心筋梗塞や脳梗塞、脳出血などの脳血管疾患への重症化の予防も可能です。

そして、自覚症状だけではわからない身体の中の状態や変化を確認できるのが健診です。

ロコモティブシンドロームとは？

要介護状態となる主な原因の一つに骨、関節、軟骨、椎間板、筋肉などの運動器の障害があります。この運動器の障害のために介護・

ロコモチェック

介助が必要な状態になったり、そのリスクが高い状態を「ロコモティブシンドローム(通称：ロコモ)」といいます。

一つでも該当すればロコモの可能性があります。

□ 2kg程度の重い物をして持ち帰るのが困難

□ 家のやや重い仕事が困難(掃除機の使用など)

□ 家の中でつまずいたり滑ったりする

□ 15分くらい続けて歩けない

□ 横断歩道を青信号で渡りきれない

□ 階段を上がるのに手すりが必要

□ 片足立ちで靴下をはけない

ライフステージの中で骨・筋肉・神経は成長発達し高齢期には機能低下に向かいますが、それぞれのステージに応じた運動を行うことが重要です。

詳細は保健福祉センター健康推進担当までお問合せください。

町民・オン・ステージ



上松 ^{そうすけ} 奏介くん
(哲也)



富森 なちちゃん
(大輔)



北村 ^{すずは} 涼葉ちゃん
(圭一郎)



佐藤 ^{しゅん} 駿くん
(博康)



松下 ^{しんだい} 慎大くん
(博)



唐崎 ^{きら} 綺星ちゃん
(卓馬)



本間 ^{じゅん} 旬くん
(亮)

キ・ラ・リ Vol.54 ちびっこひろば

1歳6カ月児健診

2月25日、保健福祉センターひまわりで撮影。

() は保護者(敬称略)。

このコーナーは、2カ月に1回「ひまわり」で実施している1歳6カ月児健診を受診したお子さんを保護者の方の了承を得て紹介しています。

My Dream

わたしの夢 vol.119



「わたしの夢」

さかくち かいと
坂口 海都くん
(標津中学校1年)

ぼくの夢は中学校のうちに、野球で全道大会に行くことと、スケートで全国大会に行くことです。

野球では、自分はまだ下手なので、もっと上手になって先輩たちのように、全道大会に行きたいです。あと一つの理由は、先輩たちや同級生とやる野球が楽しいからです。

す。だからこそ全道大会に行きたいです。あと先輩たちがラストの年なので、上手になって先輩たちをサポートして必ず全道大会に出場したいです。あと野球は小さいころから好きだったので、今年も絶対に全道大会に出場したいです。

◇ ◆ 野球もスケートも、小さいころから好きだったので、やっていたので、野球は全道大会、スケートは全国大会に今年は絶対出場したいです。

※6月号は川北小学校児童の夢を紹介します。

子ども医療費助成制度について

—平成26年度から新たな医療費助成制度が始まります—

1 制度概要

本町に住所がある（または本町に住所がある世帯に属すると認められる）中学生以下の子ども（誕生から15歳になる年度末まで）にかかる医療費の自己負担分を全額助成する制度です。

所得制限がないため、生活保護世帯を除く中学生以下の子ども全員が対象です。

2 助成方法

3月中に対象となる方へ「子ども医療費受給者証（図参照）」を郵送しております。被保険者証と併せて、北海道内の保険医療機関等の窓口へ提出すると、自己負担なく診療を受けることができます。*

北海道外や対応のできない保険医療機関等を受診した場合や、受給者証を忘れて受診した場合などは役場窓口へ申請することで自己負担分の助成が受けられます。

※保険適用外のものにかかる費用は除きます。

子		子ども医療費受給者証	
公費負担世帯	世帯番号	住所	性別
子ども氏名	氏名	生年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	発行機関名 及び印	北海道標津郡標津町 標津町長
交付年月日	平成 年 月 日		

～助成方法が一部変更になりました～

図 子ども医療費受給者証

広報しべつ3月号でお知らせしておりました、ひとり親家庭等又は重度心身障がい者医療費の受給者である子どもの医療費助成方法が変更となり、上記の助成方法となりました。被保険者証と受給者証を北海道内の保険医療機関等の窓口へ提出することで助成が受けられます。

3 必要な手続き

子どもの住所が変わったとき、加入している健康保険が変わったとき、その他受給者証に記載されている事項に変更があったときは、変更があった日から14日以内に変更届の提出が必要です。また、受給者証をなくしたとき、受給者証が破れてしまったときは再交付申請書の提出が必要です。

これらの手続きをしないと子ども医療費の助成が受けられなくなる場合がありますので、必ず手続きを行ってください。

問合先 住民生活課 医療給付担当
☎82-2131（内線130、134、136）

標津町国民健康保険からのお知らせ

■70歳から74歳までの医療機関での窓口負担について

70歳から74歳の方の医療機関での窓口負担は、国の制度上2割となっておりますが、特例措置によりこれまで1割負担とされてきました。しかし、平成26年度からこの特例措置が見直され、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から、2割負担となります。なお、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は、引き続き特例措置の対象になりますのでお知らせいたします。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

70歳の誕生月の翌月（※）から医療費の

窓口負担が「2割」になります

（※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります）

対象者 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

その他 一定の所得がある方は、今までどおり3割負担です

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

平成26年4月以降も医療費の

窓口負担は「1割」のままです

対象者 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

その他 一定の所得がある方は、今までどおり3割負担です

【窓口負担早見表】

所得区分	対象となる方	窓口負担
一般または 低所得	昭和19年4月1日までに生まれた人 （すでに70歳になっている方）	1割
	昭和19年4月2日以降に生まれた方 （新たに70歳になる方）	2割
現役並み所得者	課税標準所得額が145万円以上	3割

問合先 住民生活課 国民健康保険担当 ☎82-2131（内線130、134、136）

消費税率改正に伴う

水道料金・下水道使用料・浄化槽使用料 の改正についてお知らせします。

5月検針分から水道料金・下水道使用料・浄化槽使用料にかかる消費税率が5%から8%へ引き上げられます。

水道事業・下水道事業の健全な財政運営を図るため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

改正内容

水道料金

消費税率

【現行】内税 5 %



【改正後】外税 8 %

下水道・浄化槽使用料

消費税率

【現行】外税 5 %



【改正後】外税 8 %

なお、水道料金の消費税については平成元年の消費税制度開始（3%）及び平成9年の税率引上げ（5%）において、いずれも料金に転嫁していません。よって現在は『内税方式』となっております。

しかし、今後施設の老朽化対策や耐震化対応などの費用が増大する見込みのため料金への消費税転嫁は避けられない状況にあることから、内税方式から外税方式に変更し増税分の3%を転嫁させていただきます。



検針時に配られる『お知らせ票』については
《**税込みの総額表示**》となっております。

● 水道料金

(1) 家事用

(単位：円)

		現行(内税) (5%)	5月検針分から		
			料金	税 (8%)	計
基本料金	5 m³まで	1,000	952	76	1,028
	8 m³まで	1,250	1,190	95	1,285
超過料金	9 m³以上 (1 m³につき)	120	114	9	123

【例】 家事用
1 か月 20m³
使用した場合
〈現行〉 2,690 円
↓
《改正後》 2,762 円
¥72 円アップ

(2) 営業用

(単位：円)

		現行(内税) (5%)	5月検針分から		
			料金	税 (8%)	計
基本料金	10m³まで	1,500	1,428	114	1,542
超過料金	11m³以上 (1 m³につき)	140	133	10	143

【例】 営業用
1 か月 20m³
使用した場合
〈現行〉 2,900 円
↓
《改正後》 2,978 円
¥78 円アップ

(3) 農業用

(単位：円)

		現行(内税) (5%)	5月検針分から		
			料金	税 (8%)	計
基本料金	30m³まで	3,000	2,857	228	3,085
	40m³まで	4,000	3,809	304	4,113
超過料金	41m³以上 (1 m³につき)	60	57	5	62

【例】 農業用
1 か月 300m³
使用した場合
〈現行〉 19,600 円
↓
《改正後》 20,119 円
¥519 円アップ

● 下水道使用料・浄化槽使用料

(1) 一般の汚水

(単位：円)

		現行(外税)			5月検針分から		
		料金	税 (5%)	計	料金	税 (8%)	計
基本料金	8 m³まで	1,200	60	1,260	1,200	96	1,296
超過料金	9 m³以上 (1 m³につき)	171	8	179	171	13	184

【例】 一般の汚水
1 か月 20m³
使用した場合
〈現行〉 3,414 円
↓
《改正後》 3,512 円
¥98 円アップ



使用水量毎の料金は本誌の
折り込みチラシをご参照ください。

水道料金・下水道使用料・浄化槽使用料に関するお問い合わせは
建設水道課 ☎ 82-2131(内線 234・238) まで

平成25年度

地熱開発理解促進事業報告

町では、経済産業省北海道経済産業局の地熱開発理解促進関連事業支援補助金を受け、武佐岳地域地熱開発調査検討委員会（以下「検討委員会」）の開催や先進地視察、地熱パネル展を実施しました。

検討委員会では、平成25年度から再開した武佐岳地域における地熱開発調査について、事業者からの説明を受け、事業に対する積極的かつ建設的な議論を行っています。

11月と1月には、地熱発電所が稼働している東京都八丈島と九州地方での先進地視察が行われ、検討委員、町議会議員が参加。

視察した地熱発電所は、施設の色合いなど環境や景観に配慮された造りで、発電後の排熱を提供するなど地域との共存が考えられていました。

九州地方の民間ホテルが所有する地熱発電所では、発電後の熱水を施設の給湯や暖房に活用した後、浴場に利用したり、余剰電力を電力会社に売電するなど、地熱を有効に活用。

熱水の活用では、地熱発電所からの排熱を活用した温室や温泉熱を活用した養殖場や木材乾燥施設を視察しました。

ボイラー等の熱源を利用しないことによるコスト面での有効性などを学び、本町における地熱を活用した地域活性化を検討する上での良い参考となりました。また、多くの方々に地熱開発のしくみを理解していただくため、生涯学習センターあすばるにおいて地熱パネル展を実施しました。今後も定期的に実施することにより、更なる理解促進に取り組んでいきます。



第3回検討委員会



八丈島地熱発電所



霧島国際ホテル地熱発電所（鹿児島県）



地熱を活用したモデル温室（八丈島）



温泉熱を活用したうなぎ養殖場（鹿児島県）



小国町森林組合地熱乾燥施設（熊本県）



大霧地熱発電所（鹿児島県）



八丁原地熱発電所（大分県）



地熱パネル展

標津町農地賃借料情報

平成25年1月から12月までに締結（公告）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準（1 haあたり）は、以下のとおりとなっています。

●牧草畑

（単位：円／ha）

地 域 区 分	平均額	最高額	最低額	データ数
川 北 地 区	34,600	40,000	29,700	5
北 標 津 地 区	34,900	40,000	20,000	5
古 多 糠 地 区	26,900	35,000	10,300	15
標津・茶志骨地区	31,900	35,300	30,000	5

●過去の平均額の状況（参考）

（単位：円／ha）

地 域 区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
川 北 地 区	32,200	30,000	34,000	34,600
北 標 津 地 区	36,900	32,900	28,800	34,900
古 多 糠 地 区	21,600	23,000	26,100	26,900
標津・茶志骨地区	31,200	30,000	20,700	31,900

※地域区分は標津町農業委員会農用地等あっせん特別委員会区域としています。

※この賃借料には、農地保有合理化事業に伴うものは含まれていません。

※農地法等の一部改正に伴い、標準小作料制度が廃止されましたが、農業委員会においては、これまで定めていた「小作料の上限額（4万円／ha、3万円／ha、1万円／haあたり）」を今後も地域が遵守すべき賃借料と位置付け、農地流動化事業に取り組んでいきます。また、経済事情の変動、その他農業経営を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じその上限額を見直すこととしています。

問合せ先 標津町農業委員会 ☎82-2131

●災害時の備えは万全ですか？ Vol.19 ●

現行の標津町地域防災計画は平成20年3月に作成したのですが、現在までの間に、東日本大震災や、紀伊半島・伊豆大島を始めとする各地で大規模な気象災害が発生してきました。これらの災害を教訓に、気象庁では津波警報の改定や特別警報の導入などが行われ、また国や北海道でも防災計画の改定がなされてきました。

このような実態を踏まえ、標津町防災会議でも地域防災計画を見直す必要があると判断し、地震や津波の対策をこれまでより明確化したほか、気象災害時の避難勧告・指示基準を明確化するなど、本年3月に現状に則した改定を行いました。

これら改定のポイントは、来月以降、随時当欄にてお知らせします。



問合せ先 住民生活課 交通住民担当 （内線125）

尿試験紙
全戸
無料配布

「生活習慣病」の早期発見のために

～自宅で簡単にできる尿検査のすすめ～

糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病は、自覚症状が無いまま慢性的に進行することが多く、症状が出た時には既に悪化している場合が少なくありません。

これらの生活習慣病が原因で動脈硬化が進行すると、脳卒中・心筋梗塞・慢性腎臓病（CKD）などの合併症を引き起こします。

最近では、自動血圧計が多くのご家庭に普及してきており、血圧については自宅で簡単にチェックすることができるようになりました。

しかし、糖尿病や慢性腎臓病については、病院に通院されている方を除けば、職場や住民健診を受けていない方の早期発見は難しい状況です。

そこで、自覚症状の乏しい糖尿病や慢性腎臓病の早期発見に役立てて頂きたいのが、自分で行う尿試験紙検査です。

尿試験紙検査では、次の事が分かります。

【尿糖】

通常、尿に糖が出ることはありません。尿試験紙で尿糖＋以上の場合、糖尿病が強く疑われます。なお、早期の糖尿病では、食後の尿のみに糖が出る場合が多いので、早期発見のためには食後2時間前後の尿検査をおすすめします。

【尿蛋白】

正常でも少量の尿蛋白が出る事がありますが、尿試験紙で＋以上は腎障害が疑われます。



今回、生活習慣病（糖尿病・慢性腎臓病）放置ゼロ・キャンペーン事業として、**5月に尿試験紙の全戸無料配布を行うこととなりました。**仕事が忙しく、なかなか健診が受けられない方、最近肥満になり糖尿病が心配な方など、自宅で気軽に繰返し検査ができますので、ぜひ検査をしてみてください。そして、検査で尿糖や尿蛋白が＋以上の時は、健診や病院を受診し早期発見に役立ててください。

問合先 保健福祉センターひまわり 管理・保健予防担当 ☎82-1515

高規格救急自動車が 配備されました

標津病院では、北海道補助金を活用し、高規格救急自動車を購入しました。



最新型の除細動器や心電図モニター、衛星電話等を備えており、重篤な患者を中標津や釧路へ救急搬送することを主として整備したものです。

この高規格救急自動車は、標津消防署に配置して運行・管理を行い、4月から運用を開始します。

～標津病院外科医師紹介～

この度、標津病院に横山新太郎医師の後任として、かわしまゆうすけ川嶋裕資医師が着任しました。

期間は、平成26年3月31日から平成26年6月30日までの予定です。どうぞよろしくお願いします。



川嶋医師

◆問合先 標津病院（☎82-2111）

カラスの巣を見つけたら至急ご連絡を!

4月から6月はカラスの繁殖時期にあたります。この時期のカラスは高い木や電信柱などに巣を作り、近づく人に対して攻撃的になるため非常に危険です。

役場ではカラスによる被害及び生息数の増加を防ぐため、4月から6月の3ヵ月間、営巣撤去を行います。

担当職員で被害が予想される場所の巡回や調査を行いますが、すべての巣の場所を確認することはできません。町民の皆様におかれましては近所や通学路などをご確認いただき、巣を見つけた場合や普段よりカラスが攻撃的な場合は役場住民生活課までご連絡ください。

営巣駆除実施内容

1. 実施期間 平成26年4月1日～6月30日の3ヵ月間
2. 連絡先 住民生活課環境衛生担当 ☎82-2131
3. その他 ヒナが巣立った後に、巣を撤去しても効果がありませんので、巣を見つけた場合は速やかにご連絡ください。(特に父兄の皆様は児童の通学路を定期的にご確認願います)



飼い犬の管理は責任を持って!

飼い犬の放し飼いは条例違反です!

飼い犬の放し飼いによる被害の通報が後を絶ちません。市街地での通行人への噛み付き事故のほか、農家地区で家畜に噛み付いて怪我を負わせるなどの被害が発生しています。中には、被害者に全治数週間の怪我を負わせたり、子牛の耳や尾が食いちぎられたケースもあります。

加害犬の飼い主は「うちの犬は人を噛まない」などと言いますが、実際には飼い主以外の人間や他の動物に対して攻撃的なことも多く、飼い主の勝手な思い込みで多くの人が被害を受けています。

町の条例では、飼い主に対し飼い犬の係留義務(首輪をして鎖で繋いだり、オリに入れるなど)が課せられており、一時的にでも放すことは認められていません。また、条例には違反者に対し罰則規定が設けられており、実際に処分を下した例もあります。

飼い主の皆様は犬をしっかりと係留し、絶対に離さないようお願いします。



犬を飼う場合は登録が必要です。

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により犬を取得した日(生後90日を経過した日)から30日以内に市町村長への登録が義務付けられています。登録しておくことで飼い犬が家から放れて役場等で保護された場合に、飼い主への連絡がスムーズに行えます。犬を飼った場合や未登録の方は必ず登録するようお願いします。登録料は1頭3,000円で、一度登録をすると転出をしても再登録の必要はありません。

なお、万が一飼い犬が逃げ出した場合には、下記担当または警察まで速やかにご連絡ください。

問合先:住民生活課 環境衛生担当 ☎82-2131

国民年金は、あなたが主人公です

あなたのための
“国民年金”

**平成26年度の国民年金保険料は
1カ月15,250円です!**

毎月の保険料の納付期限は翌月末日までですが、お支払い方法によってお得な割引があります。

年間保険料の比較

年間保険料基本額：183,000円【15,250円×12カ月】

区 分	納付書払い (現金)	口座振替払い (口座引き落とし)	納 付 期 限
1年前納	179,750円 (3,250円お得)	179,160円 (3,840円お得)	4月30日
半年前納	181,520円 (1,480円お得)	180,920円 (2,080円お得)	4月30日(4～9月分) 10月31日(10～3月分)
早 割	———	182,400円 (600円お得)	当月保険料を 当月末引き落とし

※口座振替を希望される場合は、金融機関での手続きが必要です。

※クレジットカードでのお支払いも可能です。

年金相談は完全予約制です!

毎月、中標津町役場で開設されます「社会保険事務相談所」を利用される方は、相談日の10日前までに予約が必要となります。

予約申込先 釧路年金事務所
お客様相談室(☎0154-61-6000)



5月の社会保険事務相談所開設日

日 時：**13日(火)** 12時～17時 場 所：中標津町役場
14日(水) 9時～15時

ご本人や配偶者の年金記号番号、加入期間などを調べてお出かけください。

相談・お問い合わせはお気軽に住民生活課国民年金担当まで

町長の動静

(2月21日～3月20日)

【2月21日】中標津町
北方領土隣接地域振興協議会

【2月24日】
標津漁協漁船漁業者部会総会

【2月25日】
平成26年度予算報道発表

【2月26日】札幌市
全国山村振興連盟北海道支部役員会ほか

【2月28日】中標津町
根室北部衛生組合議会定例会ほか

【3月1日】
標津高等学校卒業証書授与式

【3月6日～13日】
第1回標津町議会定例会・
予算審査特別委員会

【3月14日】
平成26年度大漁祈願祭
まちづくり懇談会(川北地区)

【3月15日】
新党大地新春交礼会

【3月19日】
循環型環境システム構築
事業成果報告会

【3月20日】
自治労標津町職員労働組合
設立50周年記念祝賀会
＜以上、主なもの＞

乳幼児健康相談日程

4月17日(木) 会場：ひまわり

12～13カ月 2歳	9時～10時
6～7カ月 9～10カ月	13時30分 ～14時30分

問合先 保健福祉センターひまわり
☎82-1515



4月のごみ収集日

一般廃棄物収集区域 (有料)	可燃ごみ (祝日は休み)	不燃ごみ 粗大ごみ	資源ごみA 空き缶、ペット・トレー 発泡、容器包装(プラ) びん、新聞、雑誌	資源ごみB 空き缶、ペット・トレー 発泡、容器包装(プラ) 容器包装(紙) 紙バック・段ボール
若草町・新川上町・川上町・栄町 緑町・曙町・弥栄町・伊茶仁	月・木	3日(木) 17日(木) 5月8日(木)	14日(月) 28日(月) 5月12日(月)	7日(月) 21日(月) 5月19日(月)
本町・鳩ヶ丘町・双葉町・望ヶ丘町 桜木町・住吉町・東浜町・茶志骨	火・金	4日(金) 18日(金) 5月9日(金)	1日(火) 15日(火) 5月13日(火)	8日(火) 22日(火) 5月2日(金)
川北全域・北標津・西北標津・忠類 古多糠全域・浜古多糠・薫別・崎無異	水・土	5日(土) 19日(土) 5月10日(土)	2日(水) 16日(水) 30日(水)	9日(水) 23日(水) 5月21日(水)

※5月初回の収集日も掲載しています。

※粗大ごみの収集は収集の前日までに事前の申し込みが必要です。

★粗大ごみの申込先は、渡邊清掃㈱☎0120-79-3106まで。

5月の汲み取り の実施地域

汲取月は各地区3カ月毎に
年4回設定しています。

便槽が満杯にならなくても
汲取月には必ず汲取っておく
など、余裕を持ってお申し込
みください。

実施地域 伊茶仁、浜古多糠
忠類、薫別、崎無異

申込期限 4月25日(金)

申 込 先 渡邊清掃㈱

☎0120-79-3106

※上記に繋がらない場合は0153-82-2230まで

交通

春の全国交通安全運動が始まります！

町では、新入学児童や園児に「交通ルールやマナーなどの歩行指導」を、交通安全指導員や町内会の協力のもと、次のとおり実施します。

期間

4月6日(日)～4月15日(火)

重点

- ▶子どもと高齢者の交通事故防止
- ▶自転車の安全利用の推進
(自転車安全利用五則の周知徹底)
- ▶全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ▶飲酒運転の根絶
- 一住民生活課 交通住民担当

住宅

住宅取得と住宅リフォームを支援します

町では4月1日から、「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」の移住・定住政策として、「定住住宅取得支援事業」と「住宅リフォーム支援事業」を実施します。

この事業は住宅新築や中古住宅の購入及び、住宅リフォーム工事にかかる費用の一部を助成することにより、移住・定住の促進や居住環境の向上を支援するものです。

詳しくは、本誌の折り込みチラシをご覧ください。

問合せ 建設水道課建築・住宅担当 (内線228)

「読み聞かせボランティア」を募集しています

標津図書館では、次のとおり読み聞かせボランティアの募集を行っています。



①川北幼稚園「読み聞かせボランティア」

- 内 容** 約30名の川北幼稚園児に、毎回3～4冊の選んでいただいた絵本の読み聞かせを行います。
- 場 所** 川北幼稚園(交通手段は各自)
- 日 時** 幼稚園と打ち合わせのうえ決定。
- 募集対象** どなたでも
- そ の 他** 「読み聞かせテキスト」と「読み聞かせエプロン」をプレゼント

②図書館小学生「読み聞かせボランティア」

- 内 容** 約10～15名の小学1～2年生に、毎回1冊の図書館職員が選んだ絵本の読み聞かせを行います。
- 場 所** 図書館「おはなしコーナー」
- 日 時** 毎週火曜 15時～15時30分
- 募集対象** 小学3年生～6年生
- そ の 他** 「読み聞かせテキスト」と「おはなし会用エプロン」をプレゼント

お問い合わせは、図書館 (☎82-2074) まで。

北海道警察官採用試験受験者募集

北海道警察では、警察官を募集しています。平成26年度第1回採用試験は下記のとおりです。

受付期間

4月1日(火)～4月16日(水)

※電子申請の場合は4月11日(金)の17時30分まで

試験日 5月11日

採用予定人員

男性 A区分165名、B区分60名
女性 A区分135名、B区分15名

募集区分

- ①男性・女性A区分
大学(短期大学を除く)を卒業または卒業見込みの者
- ②男性・女性B区分
A区分以外のもの(高校在学中の者を除く)

募集年齢

A・B区分とも昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

問 合 先 中標津警察署 ☎0153-72-0110



**入学・進学・卒業・就職などの
お祝い返しに標津漁協をご利用
ください!!**



標津漁業協同組合 直売所

お問い合わせ TEL 0153-82-2035

メナードフェイシャルサロン

お試しキャンペーン

MENARD
FACIAL SALON
メナードフェイシャルサロン

スタンダードコース

ビジター価格

¥6,000 (+消費税)



初回お試し限定

¥2,000 (+消費税)

メナードのエステは、お顔だけでなく
デコルテや肩まで美容マッサージ♪
身体が疲れた方にもオススメです!
お気軽にお問い合わせ下さい!!
☆エステセラピスト(メナードレディ)募集中

フェイシャルサロン MAKI

〒086-1637

標津町北7条西2丁目1-5

☎0153-82-3405

春の全道火災予防運動を実施します

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、町民の火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、特に住宅用火災警報器等の普及促進を図り、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させることを目指すものです。

あわせて、年々増加する放火火災・連続放火火災に対する予防対策の推進等について、広く周知・啓発を行います。

【統一標語】『消すまでは 心の警報 ONのまま』

【実施期間】 4月20日(日)～4月30日(水)

《住宅防火～いのちを守る7つのポイント～》

◆3つの習慣◆

- ◎寝たばこは、絶対やめる。
- ◎ストーブに燃えやすいものを近づけない。
- ◎ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◆4つの対策◆

- ◎逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ◎寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
- ◎火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- ◎お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

～ 標 津 消 防 署 ～

4月の精神保健福祉遠隔相談日程

中標津保健所では、毎月第四水曜日にこころの問題でお悩みの方を対象に、精神科医師のテレビ電話による遠隔相談を開設しています。相談は完全予約制となります。

相談日時 4月23日(水) 13時30分～15時30分

相談場所 中標津保健所診察室

予約先 中標津保健所健康推進課 ☎0153-72-2168

※保健師による相談は随時受け付けています。

開庁時間の訂正

広報しべつ3月号11Pに掲載の、「役場施設別の開庁時間」に、誤りがありましたことを深くお詫びします。

正しい開庁時間は下記のとおりです。

保育園土曜日希望保育 午前 7:30～午後 5:45

図書館(休館日月曜日) 午前10:00～午後 6:00

町長がいつでもどこでも伺います!

「まちづくり出前講座」をご利用ください!

町民の方が5人以上集まる機会であれば、町長が出向き、町政についての説明や質問にお答えする「まちづくり出前講座」を開設しています。

詳しい内容、申し込みは総務課まで。
(事前の申し込みが必要です)

戸籍の窓口から

(2月11日～3月10日届出分)

ご結婚おめでとう!

佐藤 史弥さん・黒澤 真妃さん(望ヶ丘町)

お誕生おめでとう!

伊藤 友貴くん(弥栄町) 貴之・清子

荒 澄華くん(曙町) 朋広・里佳

福澤 舞歩ちゃん(望ヶ丘町) 善行・さゆり

おくやみ申しあげます

中村 清一さん(桜ヶ丘町) 66歳

渡辺 正守さん(共栄旭町) 84歳

※ご家族の了承を得て掲載しています。

寄付・寄贈ありがとうございました

(2月11日～3月10日受納分)

●標津病院に——

○菊池 禮子さん ○田口 チヨさん

○金澤 千晶さん

○しべつ・フリマの会さま

○双葉町内会福祉部さま

●社会福祉協議会に——

○中村 松江さん

●はまなす苑に——

○黒坂 正義さん ○林 裕子さん

○鈴木 時子さん ○大屋 知行さん

○龍雲寺梅花講さま ○理容こばやしさま

○JA女性部あやとりの会さま

※ご本人・団体の了承を得て掲載しています。

ふるさと応援寄付金をいただき ありがとうございました

○小川 紀一さん(千葉県成田市)

※ご本人の了承を得て掲載しています。

ふるさと応援寄付金の受付状況

(3月10日現在)

寄付申込人数

84人(受付開始以来)

本年度寄付申込額

209万 **4**千円

～寄付ありがとうございました～

2月13日に、(株)上田組(上田光夫代表取締役)から「キラリ標津2014冬を楽しもう～ようこそ川北へ～」に対し、町を通じて150万円が寄付されました。本当にありがとうございました。

税 務

確定申告が間違っていたとき

確定申告書の提出を忘れてはいないか、提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなどがないか、今一度ご確認ください。

▷ **税額を多く申請していた場合**は、「**更正の請求書**」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

▷ **税額を少なく申告していた場合**は、「**修正の申告書**」を提出して正しい税額に修正してください。

▷ 提出を忘れていた場合は速やかに確定申告書を提出下さい。

★お問合せは、根室税務署（☎0153-23-3261）まで。

消費税等改正に伴う町の公共料金・使用料について

4月1日から、消費税率が8%となることに伴い、課税対象項目となる町の施設の使用料や手数料が改正されます。対象の使用料及び手数料は、一部を除き、10円未満の端数切捨てによる計算とすることから、場合によっては金額変更が生じないものもありますので、詳しくは町各担当までお問合せください。

【対象となる使用料・手数料】

水道料、下水道使用料、ごみ手数料、あすばる・川北学習センター使用料、スキー場リフト料など。

確定申告の振替納付日

平成25年分の確定申告の振替納付日は、次のとおりです。

確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

所得税及び復興特別所得税

平成26年4月22日(火)

個人事業者の消費税及び地方消費税

平成26年4月24日(木)

※期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかり、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄税務署の納税窓口で延滞税と併せて納付することになります。

スポーツ

☆4月のスポーツ☆

1日(火)～10月31日(金)

さわやか体操会スタート

※日曜・雨天を除く毎日

〔6時30分～ 図書館前〕

2日(水)、4日(金)、9日(水)

11日(金)

ファミリー卓球教室

〔19時～ 総合体育館〕

6日(日)

会長杯ソフトバレーボール大会

〔9時30分～ 総合体育館〕

7日(月)～28日(月)

ノーマライゼーションデー

〔毎週月曜 9～15時 総合体育館〕

12日(土)

子ども体力測定会

〔9時30分～ 総合体育館〕

13日(日)

第37回春季町民卓球大会

〔9時～ 総合体育館〕

14日(月)、21日(月)

スポーツ体験教室

〔16時～ 総合体育館〕

15日(火)

体組成計からだチェックデー

〔10時～、18時～ 総合体育館〕

16日(水)、23日(水)

ウォーキング広場

〔18時30分～ 総合体育館〕

20日(日)

第32回管内小学生卓球大会

〔9時～ 総合体育館〕

29日(火)

第2回管内中学校卓球大会

〔9時～ 総合体育館〕

〈以上、主な大会、教室など〉

納税は便利な口座振替をご利用ください

町税などは金融機関の口座振替によって納入することができるため、納期限を忘れて督促料がかかることもなく、わざわざ納めに行く手間もかかりませんので、日ごろ忙しい方や共働きの方はぜひご利用ください。ご希望の方は口座のある金融機関へお申し込み願います。また、分納相談等も随時受け付けておりますので、お気軽に担当までご連絡願います。

☆☆☆ 郷土(標津町)の活性化を 町民の力で ☆☆☆
まちが変わります。 変えましょう!!

地元で買おう 地元を使おう
地元で食べよう
「地産地消」の心で!!

生き生き標高郷土の標・地域で育てる
標津高校
標高の存続は町民みんなの願い!!



そと ざき か よ
外崎 嘉代さん
(忠類)

まちの声 331

「ディベアと三味線」

その扉は、きれいなアンティークガラスが目を引く古びた木の扉。小さなプレートにセールの文字。なぜか心くすぐる、そのお店の外観。扉を開いてみると、店の中にはカントリーな家具に、所狭しとミニチュアのドールハウスや、ディベア、錆びた

古いブリキのおもちゃ、瑛瑛のキヤニスターなどが並んでいる、小さなアンティークな雑貨屋さん。その人は、穏やかな顔で、店の雰囲気溶け込んでいた。

自然な接客の店員さん。この出会いがあり、今ではすっかりディベアの愛好家になっている。

ディベアの魅力は、一言ではなかなか表現できないが、神秘的な雰囲気があり、どれをとってみても、それぞれ違った表情がある。眺めていると癒され、幸せな魅力に包まれる。

ディベアを知るきっかけは素敵な接客の人のおかげ、ありがと。そんな素敵な人になりたいと思う自分。人との出会いは大切というお話。

そつだ！あの時も素敵な人発見！標津町民とは思えない輝く明るさ。はつきりした物言い。楽しんでる姿。周りをも

楽しませるそんなキャラに驚く。そつそつ民謡を歌っていた。三味線と太鼓を伴奏していた。

今まで、何度となく民謡は聞いたことがあるが、あの時の発見に、感動した。

演奏を聞きながら想像していたのは、娘が踊り（私の娘は子どもの頃、手踊りという民謡の踊りを習っていた。今は大人になり踊る機会がないのだが）、私が三味線の伴奏をし、その素敵な人が歌っている姿。

頭の中に楽しそうな光景が浮かぶ。そんな想像の実現のため、突然三味線を楽しく習っています。今まで興味のなかった事でも、突然、変わるかも…。

素敵な人に出会うことで…。

★標津町民憲章★

(昭和46年11月3日制定)

- ◇健康で働き楽しい家庭をつくりましょう。
- ◇自然を愛し美しい郷土をつくりましょう。
- ◇たがいに助け合い暖かい社会をつくりましょう。
- ◇心を豊かにし文化を高めましょう。
- ◇子どもの夢を育て平和な町をつくりましょう。

5月の運転免許更新時講習会

優良運転者で、更新手続きを終了した方のみ受講できます。

日時 5月13日(火) 13時30分～

場所 あすばる

問合先 住民生活課

人のうごき

◇平成26年3月1日 現在 (前月比)

・人 口	5,527人 (- 2)
男	2,687人 (- 2)
女	2,840人 (0)
・世帯数	2,343世帯 (+ 7)

◆人口前月比の内訳

増	減	比較
転入 8人	転出 10人	- 2人
出生 3人	死亡 3人	0人
計 11人	計 13人	- 2人

町内の交通事故

◇平成26年2月1日～2月28日 (本年の累計)

・人身事故	1件 (1)
・負傷者	0件 (0)
・死亡者	1件 (1)
・物損事故	14件 (32)



▷冬も終わりを迎えようとする頃、何度も吹雪が吹き荒れる日が。昨年度はこのように自然の猛威を感じる機会が数多くありました。いざという時に慌てることにならないよう、普段から災害に備えた準備をしておきたいものです。▷児童館での高校生ボランティアの取材にて、地域のために活動する彼らの姿に感銘を受けました。若者も頑張っています。このような町民力の輪が広がっていくことを期待。自分にできることから始めてみませんか。(T)